

<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律</p>	<p>目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 財政の早期健全化（第四条―第七条） 第三章 財政の再生（第八条―第二十一条） 第四章 公営企業の経営の健全化（第二十二条―第二十四条） 第五章 雑則（第二十五条―第二十九条） 附則 第一章 総則</p>	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令</p>	<p>目次 第一章 総則（第一条―第九条） 第二章 財政の早期健全化（第十条・第十一条） 第三章 財政の再生（第十二条―第十五条） 第四章 公営企業の経営の健全化（第十六条―第二十一条） 第五章 雑則（第二十二条―第二十七条） 附則 第一章 総則</p>	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則</p>	
<p>（目的） 第一条 この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とする。</p>	<p>（定義） 第一条 この政令において、「実質赤字比率」、「標準財政規模の額」、「法適用企業」、「法非適用企業」、「連結実質赤字比率」、「公営企業」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」、「早期健全化基準」、「財政再生基準」、「健全化判断比率」、「指定都市」、「財政健全化計画」、「再生判断比率」、「財政再生計画」、「財政再生団体」、「再生振替特例債」</p>				

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 実質赤字比率 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下この章から第三章までにおいて同じ。）の当該年度の前年度の歳入（一般会計及び特別会計のうち次に掲げるもの以外のもの（以下「一般会計等」という。）に係る歳入で、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計によるものをいう。以下この号において同じ。）が歳出（一般会計等に係る歳出で、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計によるものをいう。以下この号において同じ。）に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前

、「資金不足比率」、「経営健全化基準」、「経営健全化計画」、「財政健全化計画完了報告書」又は「財政再生計画完了報告書」とは、それぞれ地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「法」という。）第二条各号、第三条第一項若しくは第三項、第四条第一項、第八条第一項、第九条第四項、第十二条第二項、第二十二條第二項、第二十三條第一項又は第二十七條第一項若しくは第四項に規定する実質赤字比率、標準財政規模の額、法適用企業、法非適用企業、連結実質赤字比率、公営企業、実質公債費比率、将来負担比率、早期健全化基準、財政再生基準、健全化判断比率、指定都市、財政健全化計画、再生判断比率、財政再生計画、財政再生団体、再生振替特例債、資金不足比率、経営健全化基準、経営健全化計画、財政健全化計画完了報告書又は財政再生計画完了報告書をいう。

年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額（以下「実質赤字額」という。）を当該年度の前年度の地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の四第一項第二号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「標準財政規模の額」という。）で除して得た数値

イ 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する企業（以下「法適用企業」という。）に係る特別会計

ロ 地方財政法第六条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの（次号において「法非適用企業」という。）に係る特別会計

ハ イ及びロに掲げるもののほか、政令で定める特別会計

二 連結実質赤字比率 地方公共団体の連結実質赤字額（イ及びロに掲げる額の合算額がハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額をいう。第四号において同じ。）を当該年度

の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値

イ 一般会計又は公営企業（法適用企業及び法非適用企業をいう。以下同じ。）に係る特別会計以外の特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、当該年度の前年度の歳入が歳出に不

（一般会計等に含まれない特別会計）

第二条 法第二条第一号ハに規定する政令で定める特別会計は、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、農業共済事業その他事業の実施に伴う収入をもつて当該事業に要する費用を賄うべきものとして総務省令で定める事業に係る特別会計とする。

（一般会計等に含まれない特別会計）

第一条 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条に規定する総務省令で定める事業は、老人保健医療事業、介護サービス事業、駐車場事業、交通災害共済事業、公営競技に関する事業、公立の大学又は公立の大学の医学部若しくは歯学部附属する病院に関する事業及び有料道路事業とする。

足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額がある場合にあつては、当該合算額を合計した額

ロ 公営企業に係る特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、政令で定めるところにより算定した資金の不足額がある場合にあつては、当該資金の不足額を合計した額

(連結実質赤字比率の算定に用いる資金の不足額の算定方法)

第三条 法第二条第二号ロに規定する政令で定めるところにより算定した資金の不足額は、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハに掲げる額を超える場合において、その超える額

イ 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第十五条第三項の流動負債の額(以下この条及び次条において「流動負債の額」という。)から同日における一時借入金又は未払金で公営企業の建設又は改良に要する経費(以下この条及び次条において「建設改良費」という。)に係るものうちその支払に充てるため当該年度において地方債を起すこととしているものの額及び同日における負債の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動負債の額から控除すべき負債の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額

(流動負債の額から控除すべき負債の額の算定方法)

第二条 令第三条第一項第一号イ及び第二号イ並びに令第四条第一号ロ及び第二号ロに規定する流動負債の額から控除すべき負債の額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 当該年度の前年度の末日における法適用企業(地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「法」という。)第二条第一号イに規定する法適用企業をいう。以下同じ。)に係る特別会計以外の会計(以下この条及び次条において「一般会計又は法非適用会計等」という。)からの短期借入金であつて、当該一般会計又は法非適用会計等において当該年度の前年度の歳出として計上されたもので、かつ、当該年度の前年度の歳入として計上されなかったものの額

二 当該年度の前年度の末日における未払金のうち一般会計又は法非適用会計等への繰出金として支出されることが予定されたものであつて、当該一般会計又は法

ロ 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十九条第一項第二号に掲げる額

ハ 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令第十四条の流動資産の額（以下この条及び次条において「流動資産の額」という。）から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額及び同日における資産の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動資産の額から控除すべき資産の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額

二 宅地造成事業を行う法適用企業に係る特別会計イ及びロに掲げる額の合算額がハに掲げる額を超える場合において、その超える額

イ 当該年度の前年度の末日における流動負債の額から同日における一時借入金又は未払金で公営企業の建設改良費に係るものうちその支払に充てるため当該年度において地方債を起すこととしているものの額、同日における土地の売払代金としての前受金の額及び同日における負債の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動負債の額から控除すべき負債の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額

ロ 地方財政法施行令第十九条第一項第二号に掲げる額

非適用会計等において当該年度の前年度の歳入として計上されなかったものの額

（流動資産の額から控除すべき資産の額の算定方法）

第三条 令第三条第一項第一号ハ及び第二号ハ並びに令第四条第一号イ及び第二号イに規定する流動資産の額から控除すべき資産の額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 当該年度の前年度の末日における一般会計又は法非適用会計等への短期貸付金であつて、当該一般会計又は法非適用会計等において当該年度の前年度の歳入として計上されたもので、かつ、歳出として計上されなかったものの額

二 当該年度の前年度の末日における未収金のうち一般会計又は法非適用会計等からの繰入金として収入されることが予定されたものであつて、当該一般会計又は法非適用会計等において当該年度の前年度の歳出として計上されなかったものの額

ハ 当該年度の前年度の末日における流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額、同日における土地評価差額（販売を目的として所有する土地（売買契約の申込みの勧誘を行っていないものを除く。）を売却した場合に見込まれる収入の額として総務省令で定めるところにより算定した額（以下この条及び次条において「土地収入見込額」という。）が当該土地の帳簿価額に満たない場合における当該満たない部分の金額及び販売を目的として所有する土地であって売買契約の申込みの勧誘を行っていないものの帳簿価額の合算額をいう。次条において同じ。）及び同日における資産の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動資産の額から控除すべき資産の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額

（販売を目的として所有する土地を売却した場合に見込まれる収入の額）

第四条 令第三条第一項第二号ハに規定する販売を目的として所有する土地を売却した場合に見込まれる収入の額として総務省令で定めるところにより算定した額は、当該年度の前年度の末日における当該地方公共団体が販売を目的として所有する土地（以下この条及び第七条において「販売用土地」という。）の時価による評価を行った価額から販売経費等見込額（当該販売用土地の売却に要する経費の見込額の合計額をいう。以下この条及び第十二条において同じ。）を控除した額又は当該販売用土地の帳簿価額のいずれか少ない額とする。

2 前項に規定する販売用土地の時価による評価は、次のいずれかに掲げる方法により行うものとする。

一 販売用土地の販売見込額として総務大臣が定める基準により算定する方法

二 当該年度の前年度における不動産鑑定士による鑑定評価

三 当該年度前三年度内の不動産鑑定士による最後の鑑定評価により得た価額に総務大臣が定める基準により合理的な調整を行って算定する方法

四 当該販売用土地の近隣の地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）第六条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に総務大臣が定める基準により合理的な調整を行って算定する方法

五 当該販売用土地の近隣の国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）第七条第一項第一号イに規定する基準地について同令第九条第一項の規定により判定された標準価格に総務大臣が定める基準により合理的な調整を行って算定する方法

六 当該販売用土地について地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第十号の土地課税

台帳又は同条第十一号の土地補充課税台帳に登録されている価格に総務大臣が定める基準により合理的な調整を行って算定する方法

七 当該販売用土地について地価税法（平成三年法律第六十九号）第十六条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に総務大臣が定める基準により合理的な調整を行って算定する方法

八 第一号から第七号までの方法によることが困難な場合における算定方法として総務大臣が定める基準に従って算定する方法

三 宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業に係る特別会計 イ及びロに掲げる額の合算額がハに掲げる額を超える場合において、その超える額

イ 当該年度の前年度の決算における歳出額

ロ 地方財政法施行令第二十条第一項第三号に掲げる額

ハ 当該年度の前年度の決算における歳入額（当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。）

四 宅地造成事業を行う法非適用企業に係る特別会計

イ及びロに掲げる額の合算額がハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額

イ 当該年度の前年度の決算における歳出額

ロ 地方財政法施行令第二十条第一項第三号に掲げる額

ハ 当該年度の前年度の決算における歳入額（当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。）

ニ 当該年度の前年度の末日における土地収入見込額

前項の規定により算定した資金の不足額の全部又は一部が、公営企業に係る施設の建設改良費等（建設改良費及び建設改良費に準ずる経費として総務省令で定める経費をいう。）の財源に充てるために起こした地方債の元金償還金で当該年度の前年度までに償還されたものの合計額が当該施設に係る当該年度の前年度までの減価償却費の額の合計額を超えていることその他これに準ずる事由として総務省令で定める事由により生じているものであると認められる場合においては、同項の規定にかかわらず、法第二条第二号ロに規定する政令で定めるところにより算定した資金の不足額は、同項の規定により算定した額から、これらの事由により生じている資金の不足額として総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

（令第三条第二項の総務省令で定める事由）

第五条 令第三条第二項の総務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 公営企業（法第二条第二号イに規定する公営企業をいう。以下同じ。）に係る施設のうち一定部分の供用が開始されていない間又は事業開始後当該公営企業に係る施設の利用が段階的に拡大する間において、当該公営企業に係る多額の費用を賄う経営に伴う収入を得ることができないこと。

二 前号に規定する事由に該当したことにより生じた資金の不足額が残存していること。

三 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十九条第一項第二号に規定する建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債（次条第二項において「建設改良費等以外の経費に係る地方債」という。）で将来の公営企業の経営に伴う収入その他の収入をもって償還することができると見込まれるものとして同項各号に掲げる地方債を起したことにより、これらの地方債の現在高があること。

（解消可能資金不足額）

第六条 令第三条第二項の総務省令で定めるところにより算定した額（以下この条において「解消可能資金不足額」という。）は、次に掲げるいずれかの方法により算定した額及び次項各号に掲げる地方債の現在高の合算額とする。

一 公営企業に係る施設の建設又は改良に要する経費並びにこれに準ずる経費として地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）第十二条第一号及び第三号に規定する経費（以下この号において「準建設改良費」という。）の財源に充てるために起こした地方債の元金償還金で当該年度の前年度までに償還されたものの合計額が当該施設に係る当該年度の前年度まで

の減価償却費の額の合計額を超えている場合において、当該元金償還金の合計額から当該減価償却費の額の合計額及び当該企業が準建設改良費の財源に充てるために起こした地方債の当該年度の前年度までの発行額の合計額を控除して得た額に、当該額のうち当該企業に係る特別会計以外の会計（以下この項において「他の会計」という。）が負担すべき部分を除いた部分に係る割合として事業の区分ごとに総務大臣が定める割合を乗じて得た額

二 長期にわたる経営により収入がその支出を償う事業として総務大臣が定める事業を行う法適用企業の当該年度の前年度の営業収益の額及び営業外収益の額の合計額が営業費用（減価償却費を除く。以下この項において同じ。）の額及び営業外費用の額の合計額を超える場合において、次の算式により算定した額

算式

$$A \div B \times C \times D$$

算式の符号

A 地方財政法施行令第19条第1項第1号に掲げる額

B 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第15条第1項に規定する負債の額及び同条第2項に規定する借入資本金の額の合計額

C 当該年度の前年度の営業収益の額及び営業外収益の額の合計額から営業費用の額及び営業外費用の額の合計額を控除した額

D 事業の区分ごとに当該企業の資産の残存耐用年数に相当する年数として総務大臣が定める年数

三 長期にわたる経営により収入がその支出を償う事業として総務大臣が定める事業を行う法非適用企業（法第二条第一号に規定する法非適用企業をいう。以下

同じ。)の当該年度の前年度の営業収益に相当する収入の額及び営業外収益に相当する収入の額の合算額が営業費用に相当する支出の額及び営業外費用に相当する支出の額の合算額を超える場合において、次の算式により算定した額

算式

$$A \div (A + B) \times C \times D$$

算式の符号

A 地方財政法施行令第20条第1項第1号及び第2号に掲げる額の合算額

B 当該年度の前年度の末日における当該企業が起した地方債の現在高(同日における他の会計からの長期借入金の高を含む。)

C 当該年度の前年度の営業収益に相当する収入の額及び営業外収益に相当する収入の額の合算額から営業費用に相当する支出の額及び営業外費用に相当する支出の額の合算額を控除した額

D 事業の区分ごとに当該企業の資産の残存耐用年数に相当する年数として総務大臣が定める年数

四 総務大臣が定める事業を行う公営企業(事業の区分ごとに当該事業を開始した日の属する年度から起算して十五年を超えない範囲内で総務大臣が定める期間内にあるものに限る。次号において同じ。)が総務大臣の定める事項を定めたその経営の見込みに関する計画(以下この号において「経営計画」という。)を作成した場合において、解消可能限度額(標準的な経営により解消すると見込まれる各年度の資金の不足額の上限として事業の区分ごとに総務大臣が定めるところにより算定した額をいう。)、当該企業に係る業務運営の効率化の状況、他の会計で負担すべき経費に係る当該他の会計の負担の状況等を勘案し、各年度に生ずる資金の不足額のうち当該経営計画に基づいて当該企業

の施設の耐用年数に相当する期間内に解消すると見込まれる部分に相当する額として総務大臣が定める基準により算定した額

五 総務大臣が定める事業を行う公営企業において、能率的な経営を行ってもなお該期間内の各年度に通常生ずべき資金の不足額として総務大臣が定める基準により算定した額及び第一号の規定により算定した額の合算額

2 前項の規定により合算される地方債の現在高は、建設改良費等以外の経費に係る地方債で次に掲げるものの当該年度の前年度の末日における現在高とする。

一 当該年度の前年度において経常利益の額（営業収益の額及び営業外収益の額の合算額が営業費用の額及び営業外費用の額の合算額を超える場合において、その超える額をいう。第九条において同じ。）がある法適用企業が起こした地方債

二 当該年度の前年度において経常利益に相当する額（営業収益に相当する収入の額及び営業外収益に相当する収入の額の合算額が営業費用に相当する支出の額及び営業外費用に相当する支出の額の合算額を超える場合において、その超える額をいう。第九条において同じ。）がある法非適用企業が起こした地方債

三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定により総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を得て起こした地方債（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）第一条の規定による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十条の規定により許可を得て起こした地方債を含む。）

3 前二項に定めるもののほか、解消可能資金不足額の算定に関し必要な事項は、総務大臣が定める。

特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、歳入額（当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。）が歳出額を超える場合にあっては、当該超える額を合計した額

ニ 公営企業に係る特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、政令で定めるところにより算定した資金の剰余額がある場合にあっては、当該資金の剰余額を合計した額

（連結実質赤字比率の算定に用いる資金の剰余額の算定方法）

第四条 法第二条第二号ニに規定する政令で定めるところにより算定した資金の剰余額は、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業に係る特別会計 イに掲げる額がロ及びハに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額

イ 当該年度の前年度の末日における流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額及び同日における資産の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動資産の額から控除すべき資産の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額

ロ 当該年度の前年度の末日における流動負債の額から同日における一時借入金又は未払金で公営企業の建設改良費に係るものうちその支払に充てるため当該年度において地方債を起すこととしているものの額及び同日における負債の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動負債の額から控除すべき負債の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額

ハ 地方財政法施行令第十九条第一項第二号に掲げる額

二 宅地造成事業を行う法適用企業に係る特別会計

イに掲げる額がロからホまでに掲げる額の合算額を超える場合において、その超える額

イ 当該年度の前年度の末日における流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額、同日における土地評価差額及び同日における資産の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動資産の額から控除すべき資産の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額

ロ 当該年度の前年度の末日における流動負債の額から同日における一時借入金又は未払金で公営企業の建設改良費に係るものうちその支払に充てるため当該年度において地方債を起すこととしているものの額、同日における土地の売払代金としての前受金の額及び同日における負債の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動負債の額から控除すべき負債の額として総務省令で定める額の合算額を控除した額

ハ 地方財政法施行令第十九条第一項第二号に掲げる額

ニ 販売を目的とする土地の取得及び造成に係る経費並びにこれに準ずる経費として総務省令で定める経費（以下この号及び第四号において「土地造成等経費」という。）の財源に充てるために起こした地方債の当該年度の前年度の末日における現在高

ホ 土地造成等経費の財源に充てるための他の会計からの長期借入金の当該年度の前年度の末日における現在高

（土地の取得及び造成に係る経費に準ずる経費）

第七条 令第四条第一項第二号ニに規定する販売を目的とする土地の取得及び造成に係る経費に準ずる経費として総務省令で定める経費は、地方債に関する省令第十二条各号に規定する経費のうち販売用土地の取得及び造成に係るものとする。

三 実質公債費比率 地方公共団体の地方財政法第五
条の四第一項第二号に規定する地方債の元利償還金
(以下この号において「地方債の元利償還金」とい
う。)の額と同項第二号に規定する準元利償還金
(以下この号において「準元利償還金」という。)の
額との合算額から地方債の元利償還金

三 宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業に係
る特別会計 イに掲げる額がロ及びハに掲げる額の
合算額を超える場合において、その超える額
イ 当該年度の前年度の決算における歳入額(当該
年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源
に充てるために繰り越すべき金額を除く。)
ロ 当該年度の前年度の決算における歳出額
ハ 地方財政法施行令第二十条第一項第三号に掲げ
る額
四 宅地造成事業を行う法非適用企業に係る特別会計
イ及びロに掲げる額の合算額がハからへまでに掲
げる額の合算額を超える場合において、その超える
額
イ 当該年度の前年度の決算における歳入額(当該
年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源
に充てるために繰り越すべき金額を除く。)
ロ 当該年度の前年度の末日における土地収入見込
額
ハ 当該年度の前年度の決算における歳出額
ニ 地方財政法施行令第二十条第一項第三号に掲げ
る額
ホ 土地造成等経費の財源に充てるために起こした
地方債の当該年度の前年度の末日における現在高
へ 土地造成等経費の財源に充てるための他の会計
からの長期借入金当該年度の前年度の末日にお
ける現在高

又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより地方債の元利償還金及び準元利償還金に係る経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号及び次号において「算入公債費等の額」という。）との合算額を控除した額を標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値

四 将来負担比率 地方公共団体のイからチまでに掲げる額の合算額がリからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値

イ 当該年度の前年度末における一般会計等に係る地方債の現在高

ロ 当該年度の前年度末における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十四条に規定する債務負担行為（へに規定する設立法人以外の者のために債務を負担する行為を除く。）に基づく支出予定額（地方財政法第五条各号に規定する経費その他の政令で定める経費の支出に係るものとして総務省令で定めるところにより算定した額に限る。）

（将来負担比率の算定に用いる支出予定額に係る経費）
第五条 法第二条第四号ロに規定する政令で定める経費は、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費とする。

（債務負担行為に基づく支出予定額）
第八条 法第二条第四号ロに規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に定める額（当該年度以降の利払いに要する支出予定額を除く。）のうち、当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額とする。
一 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第四項に規定する選定事業に係る経費の支出予定額のうち、公共施設又は公用施設の建設事業費及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権

以外の権利を取得するために要する経費を含む。)に係るもの

二 大規模な宅地開発又は住宅建設に関連して地方公共団体に代わって独立行政法人都市再生機構(中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十五号)附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団、同法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。)又は独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)附則第三条の規定により解散した旧住宅金融公庫の宅造融資を受けた者が行う公共施設又は公用施設の建設に要する費用のうち地方公共団体が負担する費用に係る経費の支出予定額

三 次に掲げる事業に対する負担金に係る経費の支出予定額

イ 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十五条に規定する国営土地改良事業

ロ 独立行政法人緑資源機構(独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第三百十号)附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団、森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号)附則第二条の規定により緑資源公団となった旧森林開発公団、同法附則第三条第一項の規定により

ハ 当該年度の前年度末までに起こした一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金の償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる金額の合計額として総務省令で定めるところにより算定した額

解散した旧農用地整備公団及び農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）（附則第二条の規定により農用地整備公団となった旧農用地開発公団を含む。）、独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。第十二条第四号において同じ。）及び独立行政法人環境再生保全機構（独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団及び公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）附則第二条の規定により環境事業団となった旧公害防止事業団を含む。）の行う事業

四 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号）第三条に規定する地方公務員共済組合が建設する地方公務員に貸与する宿舍その他の施設の無償譲渡を受けるため、地方公務員共済組合に支払う賃借料に係る経費の支出予定額

五 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号。以下「公拡法」という。）第十七条第一項第一号に規定する土地の取得に要する経費の支出予定額

六 前各号に掲げる支出予定額に準ずるものとして当該地方公共団体において合理的に算定した額（一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額）

第九条 法第二条第四号ハに規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に第十四条第四号に規定する公営企業に設けられた基金からの当該公営企業に係る特別会計以外の会計への貸付金の当該年度の前年度の末日にお

ける現在高を加算した額とする。

一 公営企業（宅地造成事業を行うものを除く。）に係る特別会計 一般会計等（法第二条第一号に規定する一般会計等をいう。以下この条において同じ。）からの繰入金のうち、当該公営企業に係る地方債の元金償還金の財源に充てたと認められる額を元金償還金の額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値に当該年度の前年度の末日における地方債の元金の額を乗じて得た額（経常利益の額がない法適用企業又は経常利益に相当する額がない法非適用企業にあつては、当該額又は当該年度の前年度の末日における地方債の元金の額のうちその性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費若しくは当該公営企業の性質上能率的な経営を行つてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費として一般会計等から繰入れるべき額として総務大臣が定めるところにより算定した額のうちいずれか大きい額）

二 宅地造成事業のみを行う法適用企業に係る特別会計 当該年度の前年度の末日における次の算式により算定した額（以下この号において「算式の額」という。当該公営企業に係る令第四条第二号イに掲げる額が同号ロ及びハに掲げる額の合算額を超える場合にあつては、算式の額から当該超える額（同号ニ及びホに掲げる額の合算額を上限とする。）を控除した額）

算式

$$(A-B) - (C-D+E)$$

算式の符号

A 地方公営企業法施行令第15条第2項の借入

資本金の額及び同条第3項の負債の額の合算額

B 令第3条第1項第2号イ及びロに掲げる額の

合算額

C 地方公営企業法施行令第14条の資産の額

D 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令第14条の流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額及び第3条に規定する資産の額の合算額を控除した額

E 販売を目的として所有する土地であつて売買契約の申込みの勧誘を行っていないもの（以下この項において「未売出土地」という。）の完成後の販売見込額（販売予定価格又は第4条第2項各号に掲げる方法（同項第1号の方法を除く。）により評価を行った価額をいう。第4号及び第12条において同じ。）から造成販売経費等見込額（造成及び販売に要する経費等の見込額の合計額をいう。第4号及び第12条において同じ。）を控除した額若しくは当該未売出土地の近傍類似の土地の価格の変動を勘案して帳簿価額を加算若しくは減算した額のいずれかの額又は当該未売出土地の帳簿価額のいずれか少ない額

三 宅地造成事業以外の事業と併せて宅地造成事業を行う法適用企業に係る特別会計 宅地造成事業以外の事業のために起こした地方債の現在高について第一号の規定により算定した額及び宅地造成事業のために起こした地方債の現在高について第二号の規定により算定した額の合算額

四 宅地造成事業のみを行う法非適用企業に係る特別会計 当該年度の前年度の末日における次の算式により

算定した額（以下この号において「算式の額」という。当該公営企業に係る令第四条第四号イ及びロに掲げる額の合算額が同号ハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合にあつては、算式の額から当該超える額（同号ホ及びへに掲げる額の合算額を上限とする。）を控除した額）

算式

$$(A+B) - (C+D)$$

算式の符号

- A 当該法非適用企業の建設又は改良に要する経費の財源に充てるために発行した地方債の現在高
- B 当該法非適用企業の建設又は改良に要する経費の財源に充てるための他の会計からの長期借入金の現在高
- C 未売出土地の完成後の販売見込額から造成販売経費等見込額を控除した価額若しくは当該未売出土地の近傍類似の土地の価格の変動を勘案して帳簿価額を加算若しくは減算した額のいずれかの額又は当該未売出土地の帳簿価額のいずれか少ない額
- D 地方公営企業法施行令第14条の固定資産の額に相当する額
- 五 宅地造成事業以外の事業と併せて宅地造成事業を行う法非適用企業に係る特別会計 宅地造成事業以外の事業のために起こした地方債の現在高について第一号の規定により算定した額及び宅地造成事業のために起こした地方債の現在高について第四号の規定により算定した額の合算額
- 六 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計 一般会計等からの繰入金のうち、当該特別会計に係る地方債の元金償還の財源に充てたと認められる額を地方債の元金償還の額で除して

二 当該年度の前年度末までに当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団が起こした地方債の元金の償還に充てるため、当該地方公共団体による負担又は補助が必要と見込まれる金額の合計額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 当該年度の前年度の末日における当該地方公共団体の職員（地方自治法第二百四条第一項の職員をいい、都道府県にあつては市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含み、市町村及び特別区にあつては当該職員を除く。）の全員が同日において自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額のうち、当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値に当該年度の末日における地方債の元金の額を乗じて得た額
（組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額）

第十条 法第二条第四号ニに規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、当該地方公共団体が加入する組合又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団ごとに、地方債に関する省令第六条の総務大臣が調査した負担金又は補助金の額の算定方法に準じて総務大臣が定める基準に従つて当該地方公共団体において算定した額の合計額とする。

（退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額）
第十一条 法第二条第四号ホに規定する負担見込額は、次の各号に掲げる職員の区分ごとに、当該各号に定める額を合算した額（退職手当の支給業務を組合に処理させている地方公共団体にあつては、当該額に、当該年度の前年度の末日に当該組合が解散するものと仮定した場合に、その解散に際し当該地方公共団体が組合に対して納付すべき額又は当該地方公共団体に組合から返還されるべき額を加算若しくは控除した額。当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。ただし、退職手当の制度が特殊であることその他の事情により、これらの事情に応じた算定がより合理的かつ適正と認められる地方公共団体にあつては、当該算定によつて得られた額とする。

一 一般職に属する職員（教育長を除く。）のうち、退職手当を一般会計等において実質的に負担することが見込まれる職員（退職手当の支給業務を組合に処理させている地方公共団体にあつては、当該地方公共団体において退職手当を支給するものと仮定した場合に当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれる職員をいう。次号において同じ）。

へ 当該年度の前年度末における当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した法人で政令で定めるもの（以下この号において「設立法人」という。）の負債の額及び当該地方公共団体が設立法人以外の者のために債務を負担している場合における当該債務の額のうち、これらの者の財務内容その他の経営の状況を勘案して当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定し

（将来負担比率に負債の額が算入されることとなる法人）
第六条 法第二条第四号へに規定する政令で定める法人は、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人とする。

（当該職員について、次に掲げる退職手当の区分に応じそれぞれ次に定める額を合算して得た額の合計額イ 基本額（当該地方公共団体の退職手当に関する条例（退職手当の支給業務を組合に処理させている地方公共団体にあつては当該組合の条例をいう。以下この号において同じ。）において定められた国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第二条の三の基本額に相当する退職手当をいう。）当該年度の前年度の末日の属する月の当該職員の給料月額に、支給率（当該地方公共団体の退職手当に関する条例において勤続期間に応じて定められた国家公務員退職手当法第三条第二項に相当する割合をいう。）を乗じて得た額
ロ 調整額（当該地方公共団体における国家公務員退職手当法第二条の三の調整額に相当する退職手当をいう。） 勤続期間が十年以上の職員について、総務大臣の定める基準に従つて算定した額の合計額
二 特別職に属する職員（教育長を含む。）のうち退職手当を一般会計等において実質的に負担することが見込まれる職員 当該職員全員が当該年度の前年度の末日に自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額の合計額
（設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額）
第十二条 法第二条第四号へに規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる負債及び債務の区分に応じ当該各号に定める額の合算額とする。
一 当該地方公共団体が設立した地方道路公社の負債
当該地方道路公社の当該年度の前年度の末日における借入金の高（設立団体からの借入金の額のうち当該年度以降に返済する額及び道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号。以下この号において「道路特措法」という。）第十二条に規定する認可を受ける前の

指定都市高速道路の新設又は改築に係る借入金の高を除外。及び道路特措法第十条第二項第四号又は同法第十三条第二項第二号の収支予算の明細に掲げる当該年度以降に借り入れることが見込まれる当該借入金の額の合計額が、次に掲げる業務の区分に応じそれぞれ次に定める額の合計額を超える場合における当該超える額（他の都道府県又は他の都道府県及びそれらの区域内の地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第八条の市と共同して地方道路公社を設立した地方公共団体にあつては、当該超える額のうち、当該地方道路公社への出資の割合又は設立団体間で協議の上定めた割合によりあん分した額）

イ 道路特措法第十条又は第十二条に規定する道路の新設又は改築に係る業務 当該各道路につき、料金の徴収期間内の当該年度以降の収入見込額として収入の実績その他の事情に基づいて当該地方道路公社の設立団体において総務大臣の定める基準に従つて算定した額から料金の徴収期間内の当該年度以降の支出見込額として支出の実績その他の事情に基づいて当該設立団体において総務大臣の定める基準に従つて算定した額を控除して得た額の合計額に、借入金の償還に充てることができる道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第七条第七号に定める損失補てん引当金に相当する額を加えて得た額

ロ イに掲げる業務以外の業務 当該各業務につき、イに掲げる料金徴収期間を上限として当該地方道路公社の設立団体において算定した業務の実施が見込まれる期間（以下「業務実施見込期間」という。）内の当該年度以降の収入見込額として収入の実績、業務の内容その他の事情に基づいて当該設立団体において総務大臣の定める基準に従つて算定した額か

ら、業務実施見込期間内の当該年度以降の支出見込額として支出の実績、業務の内容その他の事情に基づいて当該設立団体において総務大臣の定める基準に従って算定した額を控除して得た額の合計額

二 当該地方公共団体が設立した土地開発公社の負債当該土地開発公社の当該年度の前年度の末日における貸借対照表（以下この号において単に「貸借対照表」という。）上の負債の額（当該土地開発公社を単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した地方公共団体（以下この号及び第四号において「設立団体」という。）からの借入金の額うち当該年度以降に返済する額を除く。）が、次に掲げる額の合計額を超える場合における当該超える額（設立団体が複数ある場合には、当該超える額のうち、当該土地開発公社への出資の割合又は設立団体間で協議の上定めた割合によりあ分した額）

イ 貸借対照表上の現金及び預金の額

ロ 貸借対照表上の事業未収金の額（設立団体による買取りに係る事業未収金の額を除く。）

ハ 第八条第五号に規定する土地の取得価額（用地費、補償費、工事費のほか、当該土地の取得又は造成に要した借入金等に係る利息及び人件費その他の付随費用を含む貸借対照表上の価額をいう。以下この号において同じ。）

ニ 当該土地開発公社の保有する公拡法第十七条第一項第一号ニに規定する土地で設立団体が買い取るもの以外のものの取得価額又は当該土地の時価として第四条第二項各号に掲げる方法（同項第一号の方法を除く。）により評価を行った価額のいずれか少ない額

ホ 当該土地開発公社の保有する土地のうち、公拡法第十七条第一項第一号に規定する土地（ハ及びニに

規定するものを除く。)で、国、設立団体以外の地方公共団体その他公共的団体が買取ることが確実に見込まれる土地の取得価額

へ 当該土地開発公社の保有する公拡法第十七条第一項第二号に規定する土地(道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供することが見込まれる土地を除く。)の取得価額又は次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ定めるところにより当該土地の時価として算定した額のいずれか少ない額

(1) 販売の用に供することができる土地 当該土地の販売見込額(第四条第二項各号に掲げる方法により評価を行った価額)から販売経費等見込額を控除した額

(2) 販売の用に供することができない土地 当該土地の完成後の販売見込額から造成販売経費等見込額を控除した額又は当該土地の近傍類似の土地の価格の変動を勘案して取得価額を加算又は減算した額

ト 貸借対照表上の投資その他の資産の額(貸貸事業の用に供する土地の価額を除く。)

チ トに掲げる貸貸事業の用に供する土地の取得価額又は当該土地の時価として第四条第二項各号に掲げる方法(同項第一号の方法を除く。)により評価を行った価額のいずれか少ない額

三 当該地方公共団体が設立した地方独立行政法人の負債 当該地方独立行政法人の当該年度の前年度の末日における貸借対照表上の繰越欠損金の額

四 土地開発公社の債務について保証をしている設立団体以外の地方公共団体における当該保証債務 当該保証額又は当該土地開発公社が保有する公拡法第十七条第一項第一号に規定する土地(第八条第五号に規定する土地を除く。)のうち当該地方公共団体が買取るも

ト 連結実質赤字額

チ 当該年度の前年度末における当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団の連結実質赤字額に相当する額のうち、当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

の取得価額のいずれか少ない額

五 地方公共団体の損失補償又は保証に係る債務（地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人に対するものを除く。） 総務大臣が定める基準に従って算定した額

（組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額）

第十三条 法第二条第四号チに規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次に掲げる組合又は地方開発事業団（以下「組合等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。

一 法第二条第四号チに掲げる連結実質赤字額に相当する額（以下「組合等の連結実質赤字額」という。）について、当該組合の加入団体間又は当該地方開発事業団の設置団体間であん分方法が取り決められている当該組合等 当該あん分方法に従って計算した額

二 組合等の連結実質赤字額について、当該組合の加入団体間又は当該地方開発事業団の設置団体間であん分方法が取り決められていない当該組合等 組合等ごとに、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合計した額

イ 組合 組合に設置されている会計ごとに、法第二条第二号イに掲げる合算額又は同号ロに掲げる資金の不足額に当該会計における全加入団体の負担金の額に占める当該地方公共団体の一般会計等から支出された負担金の額を乗じて得た額が、同号ハに掲げる当該超える額又は同号ニに掲げる資金の剰余額に当該会計における全加入団体の負担金の額に占める当該地方公共団体の一般会計等から支出された負担金の額の割合を乗じて得た額を超える場合における当該超える額

リ イに規定する地方債の償還額又は口からへま
でに掲げる額に充てることができる地方自治法
第二百四十一条の基金として総務省令で定める
ものの当該年度の前年度末における残高の合計
額

ヌ イに規定する地方債の償還額又は口からへま

ロ 地方開発事業団 当該地方公共団体が地方開発事
業団に委託した事業のうち、実質赤字額（地方自治
法第三百八条第二項に規定する特定事業にあつては
資金不足額）に相当する額（以下「赤字額」という
。）がある事業における当該赤字額が、実質黒字額
（特定事業にあつては資金剰余額）に相当する額（
以下「黒字額」という。）がある事業における当該
黒字額を超える場合における当該超える額のうち、
当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負
担することが見込まれるものとして当該地方公共団
体において事業の内容に応じ総務大臣が定める基準
に従つて算定した額

（地方債の償還額等に充て可能な基金）

第十四条 法第二条第四号りに規定する総務省令で定める
基金は、当該地方公共団体に設置されている地方自治法
第二百四十一条の基金のうち次に掲げるもの以外のもの
（当該年度の前年度の末日に当該基金を廃止するものと
仮定した場合に国及び他の地方公共団体に返還すること
とならない部分に限る。）であつて、現金、預金、国債
、地方債及び政府保証債等として保有しているものとす
る。

- 一 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第三十七
条に定める災害救助基金
- 二 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法
律第八十号）第百十六条に定める財政安定化基金
- 三 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百四十七
条に定める財政安定化基金
- 四 公営企業に設けられた基金その他法律又は政令の規
定により法第二条第四号イに規定する地方債の償還額
又は同号ロからニまでに掲げる額に充てることができ
ないと認められる基金
（地方債の償還額等に充て可能な特定の歳入）

でに掲げる額に充てることができる特定の歳入の見込額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額

ル 地方交付税法の定めるところにより、イに規定する地方債の償還、ロに規定する債務負担行為に基づく支出、ハに規定する一般会計等からの繰入れ又はニに規定する地方公共団体による負担若しくは補助に要する経費として普通交付

第十五条 法第二条第四号又は規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次に掲げる特定の歳入の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。

一 国庫支出金、都道府県支出金又は他の地方公共団体からの分担金及び負担金 当該年度の前年度の末日において、法第二条第四号イに規定する地方債の償還額又は同号ロからニまでに掲げる額（以下この条において「将来負担額」という。）に充てることができる額と見込まれる額又は将来負担額に充てることができる額として総務大臣の定める基準に従って算定した額

二 地方債を原資として貸し付けた当該貸付金の償還金 当該年度の前年度の末日における当該貸付金の償還が見込まれる額として総務大臣の定める基準に従って算定した額（当該地方債の現在高を上限とする。）

三 公営住宅の賃貸料その他の使用料 当該年度の前年度の末日において当該使用料を徴収している行政財産又は公の施設の建設に要した将来負担額に充てることができる額として総務大臣の定める基準に従って算定した額

四 都市計画法 都市計画事業の財源として発行された地方債の償還金に充てることができる額として総務大臣の定める基準に従って算定した額

五 前各号に掲げるもののほか、その性質により将来負担額に充てることができる認められる特定の歳入 将来負担額に充てることができる額又は将来負担額に充てることができる額として総務大臣の定める基準に従って算定した額

（地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額）

第十六条 法第二条第四号ルに規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に定める額のうち同号イに規定する地方債の償還、同号ロに規定する債務

税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。）

五 早期健全化基準 財政の早期健全化（地方公共

団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ることをいう。以下同じ。）
（を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて、政令で定める数値をいう。）

（早期健全化基準）

第七条 法第二条第五号に規定する政令で定める数値は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める数値とする。

- 一 実質赤字比率 次に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ次に定める数値
イ 都 次条第一号イに定める数値に四十分の一を加えて得た数値に二分の一を乗じて得た数値
ロ 道府県 八十分の三
- ハ 市町村及び特別区 五分の一に当該市町村及び特別区について地方財政法施行令第八条第二項の

- 負担行為に基づく支出、同号ハに規定する一般会計等からの繰入れ又は同号ニに規定する地方公共団体による負担若しくは補助に要する経費に係るものを合算した額として、総務大臣の定めるところにより算定した額とする。
- 一 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十二条第一項の表の経費の種類欄に掲げる経費のうち地方債の元利償還に要するものとして普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）に定めるところにより比率算定年度以降において基準財政需要額に算入されることが見込まれる額
 - 二 地方交付税法附則第五条第一項の表の経費の種類欄に掲げる経費として普通交付税に関する省令に定めるところにより比率算定年度以降において基準財政需要額に算入されることが見込まれる額
 - 三 普通交付税に関する省令第十二条第一項に規定する事業費補正により比率算定年度以降において増加することが見込まれる基準財政需要額
 - 四 普通交付税に関する省令第九条第一項に規定する密度補正により比率算定年度以降において増加することが見込まれる基準財政需要額

六 財政再生基準 財政の再生（地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図ることをいう。以下同じ。）を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準の数値を超えるものとして政令で定める数値をいう。

規定により算定した額を標準財政規模の額で除して得た数値を加えて得た数値に二分の一を乗じて得た数値

二 連結実質赤字比率 次に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ次に定める数値

イ 都 前号イに定める数値に二十分の一を加えて得た数値

ロ 道府県 八十分の七

ハ 市町村及び特別区 前号ハに定める数値に二十分の一を加えて得た数値

三 実質公債費比率 百分の二十五

四 将来負担比率 次に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ次に定める数値

イ 都道府県及び指定都市 百分の四百

ロ 指定都市を除く市町村及び特別区 百分の三百五十

（財政再生基準）

第八条 法第二条第六号に規定する政令で定める数値は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める数値とする。

一 実質赤字比率 次に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ次に定める数値

イ 都 次に掲げる額の合算額を当該年度の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値

(1) 当該年度の前年度の標準財政規模の額のうち地方財政法施行令第十三条第一号イに掲げる額に相当する額に二十分の一を乗じて得た額

(2) 当該年度の前年度の標準財政規模の額のうち地方財政法施行令第十三条第一号ロに掲げる額に相当する額に五分の一を乗じて得た額

ロ 道府県 二十分の一

ハ 市町村及び特別区 五分の一

(健全化判断比率の公表等)

第三条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならぬ。

2 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

3 地方公共団体の長は、第一項の規定により公表した健全化判断比率を、速やかに、都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の長にあつては総務大臣に、指定都市を除く市町村（第二十九条を除き、以下「市町村」という。）及び特別区の長にあつては都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、当該健全化判断比率を総務大臣に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、毎年度、前項前段の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

5 総務大臣は、毎年度、第三項の規定による報告を

二 連結実質赤字比率 次に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ次に定める数値

イ 都 前号イに定める数値に十分の一を加えて得た数値

ロ 道府県 二十分の三

ハ 市町村及び特別区 十分の三

三 実質公債費比率 百分の三十五

一取りまとめ、その概要を公表するものとする。
6 地方公共団体は、健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類をその事務所に備えて置かなければならない。

7 包括外部監査対象団体（地方自治法第二百五十二条の三十六第一項に規定する包括外部監査対象団体をいう。以下同じ。）においては、包括外部監査人（同法第二百五十二条の二十九に規定する包括外部監査人をいう。以下同じ。）は、同法第二百五十二条の三十七第一項の規定による監査のため必要があると認めるときは、第一項の規定により公表された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について調査することができる。

第二章 財政の早期健全化

（財政健全化計画）

第四条 地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合（当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合を除く。）には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする財政の早期健全化のための計画（以下「財政健全化計画」という。）を定めなければならない。ただし、この項の規定により既に財政健全化計画を定めている場合、第八条第一項の規定により同項の財政再生計画を定めている場合その他政令で定める場合は、この限りで

（健全化判断比率の算定の基礎となる書類を備えて置く期間）

第九条 法第三条第六項の規定により地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。次章及び第三章において同じ。）が健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類をその事務所に備えて置かなければならない期間は、当該健全化判断比率を公表した日から五年間とする。

第二章 財政の早期健全化

（財政健全化計画の策定を要しない場合）

第十条 法第四条第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、当該年度の前年度の健全化判断比率のすべてが早期健全化基準未満である場合であつて、当該年度の翌年度の健全化判断比率のすべてが早期健全化基準未満となることが確実であると認められるときとする。

2 地方公共団体が前項に規定する場合に該当することにより財政健全化計画を定めないこととしたときは、当該地方公共団体の長は、直ちに、その旨及び当該場合に該当すると判断した理由を公表し、かつ、総務大

ない。

2 財政健全化計画は、財政の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、財政の早期健全化を図るため必要な最小限度の期間内に、実質赤字額がある場合にあつては一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復することを、連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期健全化基準以上である場合にあつてはそれぞれの比率を早期健全化基準未満とすることを目標として、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 健全化判断比率が早期健全化基準以上となつた要因の分析

二 計画期間

三 財政の早期健全化の基本方針

四 実質赤字額がある場合にあつては、一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復するための方策

五 連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期健全化基準以上である場合にあつては、それぞれの比率を早期健全化基準未満とするための方策

六 各年度ごとの前二号の方策に係る歳入及び歳出に関する計画

七 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

八 前各号に掲げるもののほか、財政の早期健全化に必要な事項

3 財政健全化計画は、その達成に必要な各会計ごとの取組が明らかになるよう定めなければならない。
(財政健全化計画の策定手続等)

第五条 財政健全化計画は、地方公共団体の長が作成し、議会の議決を経て定めなければならない。財政健全化計画を変更する場合も、同様とする。

臣に報告しなければならない。

2 地方公共団体は、財政健全化計画を定めたときは、速やかに、これを公表するとともに、都道府県及び指定都市にあつては総務大臣に、市町村及び特別区にあつては都道府県知事に、報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、当該財政健全化計画の概要を総務大臣に報告しなければならない。

3 前項の規定は、財政健全化計画を変更した場合（政令で定める軽微な変更をした場合を除く。）について準用する。

4 都道府県知事は、毎年度、第二項前段（前項において準用する場合を含む。）の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

5 総務大臣は、毎年度、第二項（第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（財政健全化計画の実施状況の報告等）

第六条 財政健全化計画を定めている地方公共団体（以下「財政健全化団体」という。）の長は、毎年九月三十日までに、前年度における決算との関係を明らかにした財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、かつ、これを公表するとともに、都道府県及び指定都市の長にあつては総務大臣に、市町村及び特

（財政健全化計画の軽微な変更）

第十一条 法第五条第三項に規定する政令で定める財政健全化計画の軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一 行政区画、郡、区、市町村若しくは特別区内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第三条第一項及び第二項若しくは第四条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴う変更

二 前号に掲げるもののほか、誤記の訂正、人又は物の呼称の変更その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更

<p>別区の長にあつては都道府県知事に当該財政健全化計画の実施状況を報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その要旨を総務大臣に報告しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、毎年度、前項前段の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。</p> <p>3 総務大臣は、毎年度、第一項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。 (国等の勧告等)</p> <p>第七条 総務大臣又は都道府県知事は、前条第一項前段の規定による報告を受けた財政健全化団体の財政健全化計画の実施状況を踏まえ、当該財政健全化団体の財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、当該財政健全化団体の長に対し、必要な勧告をすることができる。</p> <p>2 総務大臣は、前項の勧告をしたときは、速やかに、当該勧告の内容を公表するものとする。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の勧告をしたときは、速やかに、当該勧告の内容を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。</p> <p>4 財政健全化団体の長は、第一項の勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該財政健全化団体の議会に報告するとともに、監査委員（包括外部監査対象団体である財政健全化団体にあつては、監査委員及び包括外部監査人）に通知しなければならない。</p>	<p>第三章 財政の再生</p>
<p>第三章 財政の再生</p>	<p>第三章 財政の再生</p>

(財政再生計画)

第八条 地方公共団体は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率（以下「再生判断比率」という。）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする財政の再生のための計画（以下「財政再生計画」という。）を定めなければならない。ただし、この項の規定により既に財政再生計画を定めている場合は、この限りでない。

2 財政健全化団体が前項の規定により財政再生計画を定めたときは、当該財政健全化団体の財政健全化計画は、その効力を失う。

3 財政再生計画は、財政の状況が著しく悪化した要因の分析の結果を踏まえ、財政の再生を図るため必要最小限度の期間内に、実質赤字額がある場合にあっては一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復することを、連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期健全化基準以上である場合にあってはそれぞれの比率を早期健全化基準未満とすることを、第十二条第二項に規定する再生振替特例債を起す場合にあっては当該再生振替特例債の償還を完了することを目標として、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ホに掲げる事項については、財政の再生のため特に必要と認められる地方公共団体に限る。

一 再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析

二 計画期間

三 財政の再生の基本方針

四 次に掲げる計画（ロ及びハに掲げる計画にあっては、実施の要領を含む。次号において同じ。）及びこれに伴う歳入又は歳出の増減額

イ 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他

の歳出の削減を図るための措置に関する計画
ロ 当該年度以降の年度分の地方税その他の収入
について、その徴収成績を通常の成績以上に高
めるための計画

ハ 当該年度の前年度以前の年度分の地方税その
他の収入で滞納に係るものの徴収計画

ニ 使用料及び手数料の額の変更、財産の処分そ
の他の歳入の増加を図るための措置に関する計
画

ホ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号

）第四条第二項若しくは第五条第二項に掲げる
普通税について標準税率を超える税率で課し、
又は同法第四条第三項若しくは第五条第三項の
規定による普通税を課することによる地方税の
増収計画

五 前号の計画及びこれに伴う歳入又は歳出の増減
額を含む各年度ごとの歳入及び歳出に関する総合
的な計画

六 第十二条第二項に規定する再生振替特例債を起
こす場合には、当該再生振替特例債の各年度ごと
の償還額

七 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

八 前各号に掲げるもののほか、財政の再生に必要な
事項

4 財政再生計画は、その達成に必要な各会計ごとの
取組が明らかになるよう定めなければならない。
（財政再生計画の策定手続等）

第九条 財政再生計画は、地方公共団体の長が作成し
、議会の議決を経て定めなければならない。財政再
生計画を変更する場合も、同様とする。

2 地方公共団体は、財政再生計画を定めたときは、
速やかに、これを公表するとともに、総務大臣に（

市町村及び特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）報告しなければならない。

3 前項の規定は、財政再生計画を変更した場合（政令で定める軽微な変更をした場合を除く。）について準用する。

4 財政再生計画を定めている地方公共団体（以下「財政再生団体」という。）の長は、財政再生計画に基づいて予算を調製しなければならない。

（財政再生計画の同意）

第十条 地方公共団体は、財政再生計画について、議会の議決を経て、総務大臣に（市町村及び特別区にあつては、都道府県知事を通じて総務大臣に）協議し、その同意を求めることができる。

2 総務大臣は、財政再生計画について同意をするかどうかを判断するための基準を定め、これを公表するものとする。

3 総務大臣は、第一項の規定による協議を受けた財政再生計画が、前項の基準に照らして適当なものであると認められるときは、これに同意するものとする。

4 総務大臣は、第二項の基準の作成及び前項の同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

5 地方公共団体は、第三項の同意を得たときは、速やかに、その旨を公表しなければならない。

6 地方公共団体は、第三項の同意を得ている財政再生計画を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、災害その他緊急やむを得ない理由により、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得る時間的余裕がないときは、事後において、遅滞なく、

（財政再生計画の軽微な変更）

第十二条 法第九条第三項に規定する政令で定める財政再生計画の軽微な変更は、前条各号に掲げる変更とする。

その変更について総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の変更の同意について準用する。

(地方債の起債の制限)

第十一条 地方公共団体は、再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上であり、かつ、前条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。以下同じ。)の同意を得ていないときは、地方財政法その他の法律の規定にかかわらず、地方債をもってその歳出の財源とすることができない。ただし、災害復旧事業費の財源とする場合その他の政令で定める場合においては、この限りでない。

(同意を得ていない地方公共団体が地方債を起こすことができる場合)

第十三条 法第十一条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合
- 二 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第百二条第一項の規定により、地方公共団体が地方債をもってその財源とすることができる場合
- 三 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第百七十条第一項の規定により、地方公共団体が地方債をもってその財源とすることができる場合
- 四 災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業、災害に伴う緊急の砂防又は治山のための事業その他災害復旧事業に準ずる事業で国の負担金、補助金その他これに類するものを伴うものに要する経費の財源とする場合
- 五 国が地方公共団体に負担金を課して直轄で行う事業に要する経費の財源とする場合
- 六 地方債の借換えで総務省令で定めるもののために要する経費の財源とする場合

(起債制限の特例となる地方債の借換え)

第十七条 令第十三条第六号に規定する地方債の借換えで総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 地方財政法第五条の三第一項に規定する協議における同意又は同法第五条の四第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは法第十三条第一項に規定する許可(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律第一条の規定による改正前の地方自治法第二

(再生振替特例債)

第十二条 財政再生団体は、その財政再生計画につき第十條第三項の同意を得ている場合に限り、収支不足額（標準財政規模の額に、実質赤字比率と連結実質赤字比率から連結実質赤字比率について早期健全化基準として定める数値を控除して得た数値とのいずれか大きい数値を乗じて得た額を基準として総務省令で定める額をいう。）を地方債に振り替えることによつて、当該収支不足額を財政再生計画の計画期間内に計画的に解消するため、地方財政法第五條の規定にかかわらず、当該収支不足額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

2 前項の地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）

次項において「再生振替特例債」という。）は、財政再生計画の計画期間内に償還しなければならない。

3 国は、再生振替特例債については、法令の範囲内において、資金事情の許す限り、適切な配慮をするものとする。

(地方債の起債の許可)

(財政再生団体に係る地方債の許可手続)

百五十條及び地方財政法第三十三條の七第四項に規定する許可を含む。次号において「同意等」という。）を得て発行した地方債（あらかじめ借換えが予定されているものに限る。）について、当該同意等において予定された借換え

二 同意等を得て発行した地方債について、償還年限を延長せず、かつ、償還ペース（毎期当たりの償還金額に基づく実質的な償還期間及び同意等において予定された借換えの額の発行額に対する割合を勘案した償還の進行の度合いをいう。）を遅延させない場合において、利率を引き上げないで行う借換え

(再生振替特例債の対象となる収支不足額)

第十八条 法第十二條に規定する総務省令で定める額は、当該財政再生団体における再生振替特例債を起こそうとする年度に算定された再生判断比率に係る標準財政規模に当該年度に算定された実質赤字比率と連結実質赤字比率から当該財政再生団体の連結実質赤字比率に係る早期健全化基準の数値を控除して得た数値のいずれか大きい数値を乗じて得た額のうち、当該額に充当することができる特定の歳入の額その他総務大臣が定める額を控除して得た額の範囲内であつて、財政再生計画に基づき当該財政再生団体の財政の再生のため必要と認められる額とする。

第十三条 財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であつて再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、地方財政法第五条の三第一項の規定による協議をすること並びに同法第五条の四第一項及び第三項から第五項までに規定する許可を受けることを要しない。

2 財政再生計画につき第十条第三項の同意を得ている財政再生団体についての前項の許可は、当該財政再生計画に定める各年度ごとの歳入に関する計画その他の地方債に関連する事項及び当該財政再生計画の実施状況を勘案して行うものとする。

3 地方財政法第五条の三第三項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債について、同条第四項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

4 総務大臣は、第一項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
(財政再生団体に係る通知等)

第十四条 総務大臣は、第九条第二項の規定により財政再生計画の報告を受けたときは、速やかに、当該財政再生計画を定めた地方公共団体の名称を各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下この条において同じ。)に通知しなければならない。

2 各省各庁の長は、土木事業その他の政令で定める

第十四条 法第十三条第一項(第二十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、地方財政法施行令第二条第二項に規定する事業区分ごとに申請書を作成し、総務大臣の定める期間内に、これを総務大臣に提出しなければならない。

2 総務大臣は、法第十三条第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該許可に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合には、この限りでない。

(総務大臣への通知を要する国の直轄事業)

事業を財政再生団体に負担金を課して国が直轄で行おうとするときは、当該事業の実施に着手する前（年度を分けて実施する場合にあっては、年度ごとの事業の実施に着手する前）に、あらかじめ、当該事業に係る経費の総額及び当該財政再生団体の負担額を総務大臣に通知しなければならない。当該事業の事業計画の変更により財政再生団体の負担額に著しい変更を生ずる場合も、同様とする。

3 総務大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において当該通知に係る事項が財政再生計画に与える影響を勘案して必要と認めるときは、各省各庁の長に対し、意見を述べることができる。

（財政再生計画についての公表）

第十五条 総務大臣は、毎年度、第九条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により報告を受けた財政再生計画の内容並びに第十条第一項及び第六項の規定による協議の結果を公表するものとする。

（事務局等の組織の簡素化）

第十六条 財政再生団体は、財政再生計画で定めるところにより、当該財政再生団体の長の補助機関である職員を、当該財政再生団体の議会若しくは当該財政再生団体に執行機関として置かれる委員会及び委員並びに当該委員会の管理に属する機関（以下この条において「委員会等」という。）の事務を補助する職員と兼ねさせ、若しくは当該議会若しくは委員会等の事務を補助する職員に充て、又は当該議会若しくは委員会等の事務に従事させることができる。

（長と議会との関係）

第十七条 地方公共団体の議会の議決が次に掲げる場合に該当するときは、当該地方公共団体の長は、地方自治法第七十六条及び第七十七条の規定によ

第十五条 法第十四条第二項に規定する政令で定める事業は、地方財政法第十条の二各号（第二号の二を除く。）に規定する事業とする。

るもののほか、それぞれ当該議決があつた日から起算して十日以内に、理由を示してこれを再議に付することができる。

一 財政再生計画の策定又は変更に関する議案を否決したとき。

二 第十条第一項の規定による協議に関する議案を否決したとき。

三 財政再生計画の達成ができなくなると認められる議決をしたとき。

(財政再生計画の実施状況の報告等)

第十八条 財政再生団体の長は、毎年九月三十日まで、前年度における決算との関係を明らかにした財政再生計画の実施状況を議会に報告し、かつ、これを公表するとともに、総務大臣に（市町村及び特別区の長にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）当該財政再生計画の実施状況を報告しなければならない。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(財政再生計画の実施状況の調査等)

第十九条 総務大臣は、必要に応じ、財政再生計画の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(国の勧告等)

第二十条 総務大臣は、財政再生団体の財政の運営がその財政再生計画に適合しないと認められる場合その他財政再生団体の財政の再生が困難であると認められる場合においては、当該財政再生団体の長に対し、予算の変更、財政再生計画の変更その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 財政再生団体の長は、前項の規定による勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該財政

<p>再生団体の議会に報告するとともに、監査委員（包括外部監査対象団体である財政再生団体にあつては、監査委員及び包括外部監査人）に通知しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による勧告を受けた財政再生団体の長は、当該勧告に基づいて講じた措置について、総務大臣に報告しなければならない。</p> <p>4 総務大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告の内容を公表するものとする。</p> <p>（国及び他の地方公共団体の配慮）</p> <p>第二十一条 国及び他の地方公共団体は、財政再生団体が財政再生計画を円滑に実施することができるよう配慮するものとする。</p>	<p>第四章 公営企業の経営の健全化</p>
<p>（資金不足比率の公表等）</p> <p>第二十二条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する「資金不足比率」とは、公営企業ごとに、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額を政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の事業の規模で除して得た数値をいう。</p>	<p>第四章 公営企業の経営の健全化</p> <p>（資金不足比率の算定に用いる資金の不足額）</p> <p>第十六条 第三条の規定は、法第二十二条第二項に規定する政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額について準用する。この場合において、第三条第一項第一号イ中「ものの額及び同日における負債の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動負債の額から控除すべき負債の額とし</p>

て総務省令で定める額の合算額」とあるのは「ものの額」と、同号ハ中「相当する額及び同日における資産の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動資産の額から控除すべき資産の額として総務省令で定める額の合算額」とあるのは「相当する額」と、同項第二号イ中「ものの額、」とあるのは「ものの額及び」と、「前受金の額及び同日における負債の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動負債の額から控除すべき負債の額として総務省令で定める額」とあるのは「前受金の額」と、同号ハ中「相当する額、」とあるのは「相当する額及び」と、「同じ。」及び同日における資産の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動資産の額から控除すべき資産の額として総務省令で定める額」とあるのは「同じ。」と読み替えるものとする。

(資金不足比率の算定に用いる事業の規模)

第十七条 法第二十二條第二項に規定する政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の事業の規模は、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 法適用企業（宅地造成事業のみを行うものを除く。）に係る特別会計 当該年度の前年度の営業収益の額（当該年度の前年度において、当該法適用企業に係る施設の管理を指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に行わせた場合で同法第二百四十四條の二第八項の規定により利用料金（同項に規定する利用料金をいう。以下この条において同じ。）を当該指定管理者の収入として收受させたときにあつては、当該営業収益の額及び当該年度の前年度に当該指定管理者の収入として收受させた利用料金の額の合

計額に相当する額の合算額）から受託工事収益の額を控除した額

二 宅地造成事業のみを行う法適用企業に係る特別会計 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令第十五条第二項の資本の額（第四号において「資本の額」という。）及び同条第三項の負債の額（同号において「負債の額」という。）の合算額

三 法非適用企業（宅地造成事業のみを行うものを除く。）に係る特別会計 当該年度の前年度の営業収益に相当する収入の額（当該年度の前年度において、当該法非適用企業に係る施設の管理を指定管理者に行わせた場合で利用料金を当該指定管理者の収入として收受させたときにあつては、当該営業収益に相当する収入の額及び当該年度の前年度に当該指定管理者の収入として收受させた利用料金の額の合計額に相当する額の合算額）から受託工事収益に相当する収入の額を控除した額

四 宅地造成事業のみを行う法非適用企業に係る特別会計 当該年度の前年度の末日における資本の額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額及び負債の額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額の合算額

（資本の額に相当する額及び負債の額に相当する額）

第十九条 令第十七条第四号に規定する資本の額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 当該年度の前年度の末日における公営企業の建設又は改良に要する経費の財源に充てるために発行した地方債の現在高

二 当該年度の前年度の末日における公営企業の建設又は改良に要する経費の財源に充てるための他の会計からの長期借入金金の現在高

2 令第十七条第四号に規定する負債の額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 当該年度の前年度の末日における公営企業の建設又は改良に要する経費以外の経費の財源に充てるために

3 第三条第二項から第七項までの規定は、資金不足比率について準用する。

(経営健全化計画)

第二十三条 地方公共団体は、公営企業（事業を開始する前の公営企業を除き、法適用企業にあつては、

(資金不足比率の算定の基礎となる書類を備えて置く期間)

第十八条 法第二十二條第三項において準用する法第三條第六項の規定により地方公共団体が資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類をその事務所に備えて置かなければならない期間は、当該資金不足比率を公表した日から五年間とする。

(経営健全化基準)

第十九条 法第二十三條第一項に規定する政令で定める数値は、五分の一（公営競技を行う法適用企業にあつ

起こした地方債の現在高

二 当該年度の前年度の末日における公営企業の建設又は改良に要する経費以外の経費の財源に充てるための他の会計からの長期借入金金の現在高

三 当該年度の前年度の決算において、歳出額が歳入額（当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。）を超える場合において、その超える額

3 イ及びロに掲げる額の合算額が前二項に掲げる額の合算額を超える場合においては、第一項の規定にかかわらず、令第十七条第四号に規定する資本の額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額はイ及びロに掲げる額の合算額から前項の規定により算定した額を控除した額とする。

イ 当該年度の前年度の決算において、歳入額（当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。）が歳出額を超える場合において、その超える額

ロ 令第三条第一項第二号ハに規定する販売を目的として所有する土地（売買契約の申込みの勧誘を行っていないものを除く。）を売却した場合に見込まれる収入の額

繰越欠損金があるものに限る。)の資金不足比率が公営企業の経営の健全化を図るべき基準として政令で定める数値(以下「経営健全化基準」という。)以上である場合には、当該公営企業について、当該資金不足比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする公営企業の経営の健全化のための計画(以下「経営健全化計画」という。)を定めなければならない。ただし、この項の規定により既に当該公営企業について経営健全化計画を定めている場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

2 経営健全化計画は、当該公営企業の経営の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、当該公営企業の経営の健全化を図るため必要な最小限度の期間内に、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標として、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因の分析
- 二 計画期間
- 三 経営の健全化の基本方針
- 四 資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策
- 五 各年度ごとの前号の方策に係る収入及び支出に関する計画
- 六 各年度ごとの資金不足比率の見通し
- 七 前各号に掲げるもののほか、経営の健全化に必要な事項

(準用)

(経営健全化計画の軽微な変更)

ては、零)とする。

(経営健全化計画の策定を要しない場合)

第二十条 法第二十三条第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、当該年度の前年度の資金不足比率が経営健全化基準未満である場合又は公営企業の事業を開始した日が当該年度の前年度の中途である場合であつて、当該年度の翌年度の資金不足比率が経営健全化基準未満となることが確実であると認められるときとする。

2 地方公共団体が前項に規定する場合に該当することにより経営健全化計画を定めないこととしたときは、当該地方公共団体の長は、直ちに、その旨及び当該場合に該当すると判断した理由を公表し、かつ、総務大臣に報告しなければならない。

第二十四条 第五条から第七条までの規定は、経営健全化計画について準用する。この場合において、第六条第一項並びに第七条第一項及び第四項中「財政健全化団体」とあるのは「経営健全化団体」と、同条第一項中「財政の早期健全化」とあるのは「公営企業の経営の健全化」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

(財政健全化計画又は財政再生計画と経営健全化計画との調整)

第二十五条 財政健全化団体又は財政再生団体である地方公共団体は、経営健全化計画を定めるに当たっては、当該経営健全化計画と当該財政健全化計画又は財政再生計画との整合性の確保を図らなければならない。

2 経営健全化計画を定めている地方公共団体(次条において「経営健全化団体」という。)は、財政健全化計画又は財政再生計画を定めるに当たっては、当該財政健全化計画又は財政再生計画と当該経営健全化計画との整合性の確保を図らなければならない。

(地方自治法の監査の特例)

第二十六条 財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない地方公共団体の長は、これらの計画を定めるに当たっては、あらかじめ、当該地方公共団体の財政の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、監査委員に対し、地方自治法第九十九条第六項の監査の要求をしなければならない。この場合においては、同法第二百五十二条の四十一第一項中「第九十九条第六項」とあるのは「地方公共団体の財政の健全

第二十一条 第十一条の規定は、法第二十四条において準用する法第五条第三項に規定する政令で定める経営健全化計画の軽微な変更について準用する。

第五章 雑則

化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二十六條第一項の規定に基づく第九十九條第六項」と、「監査委員の監査に代えて契約に基づく監査に よることができるところを条例により定める普通地方 公共団体」とあるのは「同法の規定により財政健全 化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めな ければならない地方公共団体」と、「同項の要求を する場合において、特に必要があると認めるときは 、その理由を付して、併せて」とあるのは「同項の 要求と併せて、理由を付して」と、「求めることが できる」とあるのは「求めなければならない」と読 み替えて、同法第二編第十三章の規定を適用する。

2 財政健全化団体、財政再生団体又は経営健全化団 体（以下この項において「財政健全化団体等」とい う。）が包括外部監査対象団体である場合にあつて は、当該財政健全化団体等の包括外部監査人は、地 方自治法第二百五十二条の三十七第一項の規定によ る監査をするに当たっては、同条第二項の規定によ るほか、当該財政健全化団体等の財務に関する事務 の執行及び当該財政健全化団体等の経営に係る事業 の管理が財政の早期健全化、財政の再生又は公営企 業の経営の健全化を図る観点から適切であるかどう かに、特に、意を用いなければならない。

（財政の早期健全化等が完了した団体の報告等）

第二十七条 財政健全化計画による財政の早期健全化 が完了した地方公共団体の長は、財政健全化計画に よる財政の早期健全化が完了した年度の翌年度の九 月三十日までに、当該年度の前年度における決算と の関係を明らかにした財政健全化計画の実施状況及 び財政の早期健全化が完了した後の当該地方公共団 体の財政の運営の方針を記載した書類（以下この項 において「財政健全化計画完了報告書」という。）

を添えて、財政の早期健全化が完了した旨を議会に報告し、かつ、当該財政健全化計画完了報告書を公表するとともに、都道府県及び指定都市の長にあつては総務大臣に、市町村及び特別区の長にあつては都道府県知事に、当該財政健全化計画完了報告書を添えて財政の早期健全化が完了した旨を報告しなければならぬ。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その要旨を総務大臣に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、毎年度、前項前段の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

3 総務大臣は、毎年度、第一項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

4 財政再生計画による財政の再生が完了した地方公共団体の長は、財政再生計画による財政の再生が完了した年度の翌年度の九月三十日までに、当該年度の前年度における決算との関係を明らかにした財政再生計画の実施状況及び財政の再生が完了した後の当該地方公共団体の財政の運営の方針を記載した書類（以下この項において「財政再生計画完了報告書類」という。）を添えて、財政の再生が完了した旨を議会に報告し、かつ、当該財政再生計画完了報告書を公表するとともに、総務大臣に（市町村及び特別区の長にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）当該財政再生計画完了報告書を添えて、財政の再生が完了した旨を報告しなければならない。

5 総務大臣は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

6 第一項から第三項までの規定は、経営健全化計画について準用する。この場合において、第一項中「財政の早期健全化」とあるのは「公営企業の経営の

健全化」と、「地方公共団体の財政の運営」とあるのは「公営企業の経営」と、「財政健全化計画完了報告書」とあるのは「経営健全化計画完了報告書」と読み替えるものとする。

(都道府県が処理する事務)

第二十八条 この法律に規定する総務大臣の権限に属する事務のうち市町村及び特別区に係るものは、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。

(政令への委任)

第二十九条 この法律に定めるもののほか、市町村の廃置分合又は境界変更があった場合におけるこの法律の規定の適用その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県が処理する事務)

第二十二條 法第十条第六項の規定による総務大臣の権限に属する事務(第十二条に規定する軽微な変更に係るものに限る。)で市町村(指定都市を除く。第二十四条において同じ。)及び特別区である財政再生団体に係るものは、都道府県知事が行うこととする。

2 都道府県知事は、前項の規定により財政再生計画の変更に係る協議を受けた場合においては、当該協議の結果について、総務大臣に報告しなければならない。

(市町村の廃置分合に係る特例)

第二十三條 市町村の廃置分合があった場合における当該廃置分合後の市町村(以下この条において「廃置分合後の市町村」という。)については、当該廃置分合があった年度にあつては当該廃置分合前の市町村の決算に基づいて、当該廃置分合があつた年度の翌年度に於ては当該廃置分合後の市町村及び当該廃置分合前の市町村の決算に基づいて、法第二条第一号から第四号までの規定に準じて総務省令で定めるところにより、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率に相当する比率を算定するものとし、これらの比率をそれぞれ実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率とみなして、法の規定を適用する。この場合において、当該廃置分合があつた年度における法第三条第一項及び第二十六條第一項の規定の適用については、法第三条第一項中「地方公共団体」とあるのは「市町村の廃置分合があつた場合における当該廃置分合後の市町村」と、「毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに」

(市町村の廃置分合に係る特例)

第二十条 令第二十三条第一項の規定により市町村の廃置分合があつた場合における当該廃置分合後の市町村(以下「廃置分合後の市町村」という。)については、当該廃置分合があつた年度又はその翌年度における当該廃置分合後の市町村の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率に相当する比率については、次の各号に掲げる比率に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 実質赤字比率に相当する比率 法第二条第一号に規定する実質赤字額として次条に定めるところにより算定した額を同号に規定する標準財政規模の額として次条に定めるところにより算定した額(以下この条及び次条において「標準財政規模の額」という。)で除して得た数値

二 連結実質赤字比率に相当する比率 法第二条第二号に規定する連結実質赤字額として次条に定めるところにより算定した額を標準財政規模の額で除して得た数値

とあるのは「当該廃置分合が行われた後、当該廃置分合があった年度の末日までに」と、「公表しなければならない」とあるのは「公表しなければならない。ただし、当該廃置分合が行われた際に当該廃置分合前の関係市町村のすべてについて当該年度の健全化判断比率が既に公表されている場合には、当該廃置分合後の市町村の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付することを要しない」と、法第二十六条第一項中「財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない地方公共団体の長は、これらの計画を定めるに当たっては、あらかじめ、当該地方公共団体」とあるのは「市町村の廃置分合があった場合において当該廃置分合後の市町村が財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならないときは、当該市町村の長は、当該廃置分合のあった年度の末日又は当該廃置分合のあった日から六月を経過する日のうちいずれか遅い日までに、当該市町村」とする。

2 廃置分合後の市町村が当該廃置分合前の市町村から再生振替特例債を承継した場合において、当該廃置分合後の市町村が財政再生団体であるとき又は財政再生計画を定めなければならないときにおける法第八条第三項の規定の適用については、同項中「起こす場合」とあるのは、「起こす場合又は廃置分合前の市町村の再生振替特例債を承継した場合」とする。

3 廃置分合後の市町村が当該廃置分合前の市町村から再生振替特例債を承継した場合において、当該廃置分合後の市町村が財政再生団体でなく、かつ、財政再生計画を定めることを要しないときは、当該廃置分合後の市町村の長は、速やかに、当該再生振替特例債の償還管理計画（以下「償還管理計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、法第十三条

三 実質公債費比率に相当する比率 法第二条第三号に規定する地方債の元利償還金の額及び準元利償還金の額として次条に定めるところによりそれぞれ算定した額の合算額から同号に規定する地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額として次条に定めるところにより算定した額及び同号に規定する算入公債費等の額として次条に定めるところにより算定した額（以下この条において「算入公債費等の額」という。）の合算額を控除した額を標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値

四 将来負担比率に相当する比率 法第二条第四号イからチまでに掲げる地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額、組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額、退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額、設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額及び組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額として次条に定めるところによりそれぞれ算定した額の合算額が同号リからルまでに掲げる地方債の償還額等に充当可能な基金、地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入及び地方債の償還等に要する経費として次条に定めるところによりそれぞれ算定した額の合算額を超える場合における当該超える額を標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値

第二十一条 前条に規定する廃置分合後の市町村の実質赤字額の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま

第一項中「財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であつて再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体」とあるのは「再生振替特例債を承継した地方公共団体であつて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）第二十三条第三項の規定により再生振替特例債の償還管理計画（以下「償還管理計画」という。）を作成しなければならないこととされる地方公共団体」と、同条第二項中「財政再生計画につき第十条第三項の同意を得ている財政再生団体」とあるのは「償還管理計画を定めた地方公共団体（以下「償還管理団体」という。）」と、「当該財政再生計画に定める各年度ごとの歳入に関する計画その他の地方債に関連する事項及び当該財政再生計画の実施状況」とあるのは「当該償還管理計画及びその実施状況」と、法第十八条第一項中「財政再生団体」とあるのは「償還管理団体」と、「財政再生計画」とあるのは「償還管理計画」と、法第二十七条第四項中「財政再生計画による」とあるのは「償還管理計画による」と、「財政の再生」とあるのは「再生振替特例債の償還」と、「財政再生計画の」とあるのは「償還管理計画の」と、「財政再生計画完了報告書」とあるのは「償還管理計画完了報告書」と読み替えて、法第十三条、第十八条並びに第二十七条第四項及び第五項の規定を適用する。

4 前項の市町村の長は、償還管理計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、かつ、公表するとともに、これを総務大臣に提出しなければならない。

市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の前年度の法第二条第一号に規定する歳入（以下この条において同じ。）又は歳出（以下この条において同じ。）をそれぞれ合算したものを当該市町村の当該年度の前年度の歳入又は歳出とみなして、歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てるべき額並びに実質上歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べるべき額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越すべき額を求め、当該市町村の当該年度の前年度の実質赤字額を算定するものとする。

2 廃置分合によつて一の市町村の区域を分割した市町村については、当該廃置分合後の当該市町村が当該年度の前年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合の際実質上歳入が歳出に不足した額を分割して承継した額の割合に応ずるように当該廃置分合前の市町村の当該年度の前年度の実質赤字額をあん分するものとする。

2 前条に規定する標準財政規模の額及び算入公債費等の額は、廃置分合があつた場合における標準財政規模の算定について規定する地方財政法施行令第十六条に基づく地方債に関する省令第十条の規定により算定した同条に規定する普通交付税の額等に基づき算定した額とする。

3 前条に規定する廃置分合後の市町村の連結実質赤字額の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によつて二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の前年度の法第二条第二号イからニまでに掲げる額をそれぞれ合算したものを当該市町村の当該年度の前年度の同号イからニに掲げる額

とみなして、当該市町村の連結実質赤字額を算定するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該廃置分合後の当該市町村が当該年度の前年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合の際実質上法第二条二号イ及びロに掲げる額の合算額が同号ハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を分割して承継した額の割合に应ずるよう当該廃置分合前の市町村の当該年度の前年度の連結実質赤字額をあん分するものとする。

4

当該年度の前々年度のうちにおいて市町村の廃置分合のあつた廃置分合後の市町村については、当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度における前条に規定する地方債の元利償還金の額及び準元利償還金の額並びに地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額（以下この条において「地方債の元利償還金の額等」という。）の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の地方債の元利償還金の額等をそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該廃置分合後の当該市町村が当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合の際実質上地方債の元利償還金の額等を分割して承継した額の割合に应ずるよう当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の当該廃置分合の市町村の地方債の元利償還金の額等をそれぞれ

あん分するものとする。

5 当該年度の前々年度から当該年度までのいずれかの年度の中途において市町村の廃置分合があった廃置分合後の市町村については、当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度以後当該市町村の廃置分合の日の属する年度の前年度までの各年度（以下この項において「廃置分合年度前までの各年度」という。）における地方債の元利償還金の額等の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の廃置分合年度前までの各年度に係る地方債の元利償還金の額等を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該廃置分合後の当該市町村が廃置分合年度前までの各年度の末日に存在していたもののみなし、当該廃置分合の際実質上地方債の元利償還金の額等を分割して承継した額の割合に応ずるように当該廃置分合の市町村の地方債の元利償還金の額等を各年度ごとにそれぞれあん分するものとする。

6 当該年度の中途において市町村の廃置分合があった廃置分合後の市町村については、前条に規定する地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額、組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額、退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額、設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額及び組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額、地方債の償還額等に充当可能な基金、地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入及び地方債の償還等に要する経

(都道府県知事を経由した報告等)

第二十四条 市町村又は特別区である財政再生団体が法第九条第二項若しくは第三項、第十八条第一項若しくは第二十七条第四項の規定により都道府県知事を経由して総務大臣に報告する場合又は法第十条第一項の規定により都道府県知事を通じて総務大臣に協議する場合において、当該都道府県知事は、当該財政再生団体の財政の運営又は財政再生計画の内容若しくは実施状況について、意見を付するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、市町村又は特別区が行う法（附則第五条を除く。）又はこの政令の規定による総務大臣に対する報告

、協議及び書類の提出は、都道府県知事を経由してしななければならない。

(健全化判断比率等の公表方法)

第二十五条 法又はこの政令の規定による公表は、インターネットの利用及び公衆に見やすいその他の方法により行うものとする。

費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額（以下「地方債の現在高等」という。）の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の前年度の地方債の現在高等をそれぞれ合算したものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該廃置分合後の当該市町村が当該年度の前年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合の際実質上地方債の現在高等を分割して承継した額の割合に応ずるように当該廃置分合前の市町村の当該年度の前年度の地方債の現在高等をあん分するものとする。

(財政健全化計画書等の様式)

第二十六条 財政健全化計画書、財政再生計画書、財政再生計画協議書、起債許可申請書、経営健全化計画書、償還管理計画書その他法又はこの政令の規定に基づいて総務大臣又は都道府県知事に提出すべき書類の様式は、総務省令で定める。

(財政健全化計画書等の様式)

第二十二條 健全化判断比率報告書、財政健全化計画書、財政健全化計画策定報告書、財政健全化計画変更報告書、財政健全化計画策定報告書(概要)、財政健全化計画実施状況報告書、財政健全化計画実施状況報告書(要旨)、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第七条第三項に基づく報告書、財政再生計画書、財政再生計画策定報告書、財政再生計画変更報告書、財政再生計画協議書、財政再生計画変更(変更事後)協議書、起債許可(許可変更)申請書、起債許可申請書、財政再生計画実施状況報告書、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二十条第三項に基づく報告書、資金不足比率報告書、経営健全化計画書、経営健全化計画策定報告書、経営健全化計画変更報告書、経営健全化計画策定報告書(概要)、経営健全化計画実施状況報告書、経営健全化計画実施状況報告書(要旨)、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二十四条において準用する同法第七条第三項に基づく報告書、財政健全化計画完了報告書、財政健全化計画完了報告書(要旨)、財政再生計画完了報告書、経営健全化計画完了報告書、経営健全化計画完了報告書(要旨)、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十条第二項に基づく報告書、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第二十条第二項に基づく報告書、償還管理計画書、償還管理計画実施状況報告書、償還管理計画完了報告書及び償還管理計画提出書の様式は、それぞれ別記第一号様式(その一)から第二十六号様式まで及び第二十八号様式から第三十三号様式までのとおりとする。

(事務の区分)

第二十七條 第二十二條第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

<p>附則</p>	<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二条、第三条及び第二十二條の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条から第九条まで、第十六条から第十八条まで、第二十三條第一項（法第二十六條第一項に係る部分を除く。）、第二十五條及び附則第六條の規定は、平成二十年四月一日から施行する。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行の日から施行する。ただし、第一条から第十六条まで及び第十九條から第二十二條までの規定は、平成二十年四月一日より施行する。</p>
<p>(適用区分)</p> <p>第二条 第四条、第八条及び第二十三條の規定は、平成二十年度以後の年度分の決算に基づき算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率若しくは将来負担比率又は資金不足比率が早期健全化基準、財政再生基準又は経営健全化基準以上である場合について適用する。</p>	<p>(地方財政再生促進特別措置法施行令の廃止)</p> <p>第二条 地方財政再生促進特別措置法施行令（昭和三十年政令第三百三十三号）は、廃止する。</p>	<p>(地方財政再生促進特別措置法施行規則の廃止)</p> <p>第二条 地方財政再生促進特別措置法施行規則（昭和三十年総理府令第六十六号）は、廃止する。</p>
<p>(地方財政再生促進特別措置法の廃止)</p> <p>第三条 地方財政再生促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）は、廃止する。</p> <p>(地方財政再生促進特別措置法の廃止に伴う経過措置)</p>	<p>(地方財政再生促進特別措置法施行令の廃止)</p> <p>第二条 地方財政再生促進特別措置法施行令（昭和三十年政令第三百三十三号）は、廃止する。</p>	<p>(地方財政再生促進特別措置法施行規則の廃止)</p> <p>第二条 地方財政再生促進特別措置法施行規則（昭和三十年総理府令第六十六号）は、廃止する。</p>
<p>第四条 この法律の施行の際現に存する前條の規定による廃止前の地方財政再生促進特別措置法（以下「旧再建法」という。）第二十二條第二項の規定によりその例によることとされた旧再建法第二條第一項に規定する財政再生計画については、当該財政再生計画に係る地方公共団体が第四條又は第八條の規定により財政健全化計画又は財政再生計画を定めるまでの間は、なお従前の例による。この場合において、当該地方公共団体のうち再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体については、当該財政再生計画が定められるまでの間、第十一</p>		

条の規定は、適用しない。

(国等に対する寄附金等)

第五条 地方公共団体は、当分の間、国、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの条の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。)若しくは国立大学法人等(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下この条において同じ。)(又は日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、株式会社日本政策金融公庫若しくは沖繩振興開発金融公庫(以下この条において「会社等」という。))に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの(これに相当する物品等を含む。以下この条において「寄附金等」という。)を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

(寄附金等の支出の制限の対象となる独立行政法人)

第三条 法附則第五条に規定する政令で定める独立行政法人は、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人人工業所有権情報・研修館、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独

(国等に対する寄附金等の支出の協議の申出の様式)

第三条 地方公共団体が、法附則第五条ただし書の規定により、国、独立行政法人、国立大学法人等又は会社等に対する寄附金、負担金その他これらに類するものの支出の協議を申し出ようとする場合においては、別記第二十七号様式による寄附金等支出協議申出書を総務大臣に提出しなければならない。

(寄附金等の支出の制限の特例の対象となる独立行政法人)

第四条 令第十二条の三第七号の総務省令で定める独立行政法人は、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人林水産総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航

立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人住宅金融支援機構及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構とする。

(国等に対する寄附金等の支出の制限の特例)

第四条 法附則第五条ただし書に規定する政令で定める

空研究開発機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人海洋研究開発機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。

場合は、次に掲げる場合とする。

一 国、独立行政法人（法附則第五条に規定する独立行政法人をいう。以下この条において同じ。）若しくは国立大学法人等（法附則第五条に規定する国立大学法人等をいう。以下この条において同じ。）又は会社等（法附則第五条に規定する会社等をいう。以下この条において同じ。）の所有する財産の譲与又は無償譲渡を受けるため、他の財産を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に寄附しようとする場合

二 国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に対する地方公共団体の事務の移管に伴い当該事務の用に供するため国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に無償で貸し付けた財産で、当該地方公共団体において維持及び保存の費用を負担しているものを、当該地方公共団体の負担の軽減を図るため国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に寄附しようとする場合

三 地方公共団体の施行する工事により必要を生じて国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等が施行する工事に係る費用を、その必要を生じた限度において当該地方公共団体が負担しようとする場合

四 地方公共団体の施設で独立行政法人又は会社等が直接その本来の事業の用に供する施設と一体となつて機能を發揮しているものを構成している財産を、当該施設の機能を増進させるため独立行政法人又は会社等に寄附しようとする場合。ただし、当該施設が専ら当該地方公共団体の利用に供され、又は主として当該地方公共団体を利することとなる場合に限る。

五 専ら当該地方公共団体の利用に供され、又は主と

して当該地方公共団体を利することとなる施設で独立行政法人又は会社等の当該施設に係る一般的な設置基準を超えるものを当該独立行政法人又は会社等が設置する場合において、当該施設を構成する財産を独立行政法人又は会社等に寄附しようとし、又は当該財産の取得に要する費用を当該地方公共団体が負担しようとするとき。

六 独立行政法人又は会社等の行う事業のうち、住民の福祉の増進に寄与し、かつ、地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定めるものに要する経費の一部を、法律の定めるところにより行われる公営競技の競走（地方公共団体が特定の事業に協賛するため通常の開催回数又は開催日数の範囲を超えて開催するものであって、総務大臣が指定するものに限る。）に係る収益の一部をもって当該地方公共団体が負担しようとする場合

七 国立大学法人等又は総務省令で定める独立行政法人（以下この号において「特定法人」という。）が、地方公共団体の要請に基づき、科学技術に関する研究若しくは開発又はその成果の普及（以下この号において「研究開発等」という。）で、地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与し、かつ、当該地方公共団体の重要な施策を推進するために必要であるものを行う場合に、当該地方公共団体が、当該研究開発等（当該特定法人において通常行われる研究開発等と認められる部分を除く。以下この号において同じ。）の実施に要する経費を負担しようとし、又は当該研究開発等の事業の用に供するための土地、施設若しくは設備を当該特定法人に寄附しようとするとき。

八 独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等（以下この号において「独立行政法人等」という。）

(国等に対する寄附金等に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の日前に旧再建法第二十四条の規定によりされた同意又は協議の申出は、前条の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

(地方債の起債の許可の特例)

第七条 平成二十一年度から平成二十七年度までの間における第十三条第一項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで並びに第三十三条の八第一項」とする。

～で病院又は診療所を開設するものが、地方公共団体の要請に基づき、当該地方公共団体の住民に対して特別に医療を提供する場合に、当該地方公共団体が、当該医療の提供に要する費用を負担しようとし、又は当該医療の提供の用に供するための土地、施設若しくは設備を当該独立行政法人等に寄附しようとするとき。

(財政再生基準としての連結実質赤字比率についての経過措置)

第五条 平成二十一年度及び平成二十二年度における第八条第二号の規定の適用については、同号イ中「十分の一」とあるのは「五分の一」と、同号ロ中「十分の三」とあるのは「四分の一」と、同号ハ中「十分の三」とあるのは「五分の二」とする。

2 平成二十三年度における第八条第二号の規定の適用については、同号イ中「十分の一」とあるのは「十分の三」と、同号ロ中「十分の三」とあるのは「五分の一」と、同号ハ中「十分の三」とあるのは「十分の七」とする。

(平成二十年度から平成二十二年度までの各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

(平成二十一年度から平成二十七年度までの間における地方債の制限の特例)

第五条 平成二十一年度から平成二十七年度までの間における第十七条第一号の規定の適用については、同号中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで若しくは第三十三条の八第一項」とする。

第六条 平成二十年度から平成二十二年度までの各年度における第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、同号イ(1)中「地方財政法施行令第十三条第一号イ」とあるのは、「地方財政法施行令附則第十二条第二項及び第十六条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」とする。

(平成二十一年度における地方債を起すことができる場合の特例)

第七条 平成二十一年度における第十三条の規定の適用については、同条中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合及び地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により地方公共団体が地方債をもってその歳出の財源とすることができる場合」とする。

(地方自治法施行令の一部改正)

第八条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一 地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三三号)の項中「並びに第三十三条において準用する地方財政再建促進特別措置法施行令第十五条」及び「並びに第三十四条の規定により都道府県が処理することとされている事務」を削り、同表地方財政再建促進特別措置法施行令(昭和三十年政令第三百三十三号)の項を削り、同表に次のように加える。

(略)

(地方財政法施行令の一部改正)

第九条 地方財政法施行令の一部を次のように改正する。

附則第五条第三項を次のように改める。

3 法第三十三条の九第一項の規定による繰上償還の申出を行う地方公共団体が地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)第四十一条若しくは第八条第一項に規定する財政健

(地方財政法の一部改正)

第八条 地方財政法の一部を次のように改正する。

第五条の三第六項中「第五項までに」を「第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)第十三条第一項に」に、「第五項までの」を「第五項まで並びに同法第十三条第一項の」に改める。

(地方公営企業法の一部改正)

第九条 地方公営企業法の一部を次のように改正する。

目次中 「第六章 雑則(第四十条―第四十二条)」

第七章 財政の再建(第四十三条―第五

十一条)―

を「第六章 雑則(第四十条―第四十二条)」に改める。

第一条中「、企業の経営」を「並びに企業の経営」に改め、「並びに企業の財政の再建に関する措置」を削る。

第七章を削る。

(地方公営企業法の一部改正に伴う経過措置)

全化計画若しくは財政再生計画又は同法附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)第二十二条第二項の規定によりその例によることとされた同法第二条第一項に規定する財政再建計画を定めている場合には、これらの計画を行政の簡素化等に関する計画とみなして、法第三十三条の九第一項の規定を適用する。

附則第二十条を削る。

(地方公営企業法施行令の一部改正)

第十条 地方公営企業法施行令の一部を次のように改正する。

第三十条から第三十四条までを削る。

第三十五条中「並びに第三十三条において準用する

地方財政再建促進特別措置法施行令第十五条」及び「並びに第三十四条の規定により都道府県が処理することとされている事務」を削り、同条を第三十条とする。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第十一条 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五十三条の十三の二第二項第一号口中「地方財政再建促進特別措置法」を「旧地方財政再建促進特別措置法」に改める。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正)

第十二条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令(平成十一年政令第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三条及び附則第六条を削る。

(地方公営企業法施行規則の一部改正)

第六条 地方公営企業法施行規則(昭和二十七年総理府令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条を削る。

別表第二十二号から第三十号までを削る。

第十条 この法律の施行の際現に存する前条の規定による改正前の地方公営企業法第四十九条第一項の規定によりその例によることとされた同法第四十三条第一項に規定する財政再建計画については、当該財政再建計画に係る地方公共団体が第二十三条の規定により当該財政再建計画に係る公営企業について経営健全化計画を定めるまでの間は、なお従前の例による。

(台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法の一部改正)

第十一条 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法(昭和三十三年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律との関係)

第十二条 地方公共団体が災害防除事業を実施するために地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)第十条第三項の同意を得ている財政再生計画を変更しようとするときは、総務大臣は、その財政の再生(同法第二条第六号に規定する財政の再生をいう。)が合理的に達成することができるものと認める限り、同法第十条第六項の規定による財政再生計画の変更の同意に当たつて、当該災害防除事業の実施が確保されるよう特に配慮するものとする。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正)

第十二条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 地方公共団体が近郊整備地帯整備計画又は都市開発区域整備計画に基づく事業を実施するために地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第十条第三項の同意を得ている財政再生計画を変更しようとするときは、総務大臣は、その財政の再生（同法第二条第六号に規定する財政の再生をいう。）が合理的に達成することができると認める限り、同法第十条第六項の規定による財政再生計画の変更の同意に当たつて、これらの事業の実施が確保されるように配慮するものとする。

（総務省設置法の一部改正）

第十三条 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第五十六号中「財政収支が著しく不均衡な状況にある地方公共団体の財政の再建」を「地方公共団体の財政の健全化」に改める。

第九条第一項中「地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）、地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）」を「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）」に改める。

附則第五条に次の一項を加える。

2 地方財政審議会は、第九条及び前項に定める事務をつかさどるほか、当分の間、地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第十条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法附則第九条の規定による改正前の地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第四条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法附則第三条の規定による廃止前の地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法

（総務省組織令の一部改正）

第十三条 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第十五号を次のように改める。

十五 地方公共団体の財政の健全化に関すること。

第六十条第五号を次のように改める。

五 公営企業の経営の健全化に関すること。

第六十一条第二号を次のように改める。

二 地方公共団体の財政の健全化に関すること。

附則第十五条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）の規定による地方公共団体の寄附金等の支出の制限に関すること。

（総務省組織規則の一部改正）

第七条 総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「財政の再建」を「経営の健全化」に改める。

律第九十五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。この場合においては、第九條第二項及び第三項の規定を準用する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)
第八條 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)の一部を次のように改正する。
別表地方財政再建促進特別措置法施行規則(昭和三十年総理府令第六十六号)の項を削り、同表に次のように加える。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則(平成二十年総務省令第八号)	第二十二條及び附則第三條
---------------------------------------	--------------